

令和 8 年度「保育提供体制の確保のための実施計画」について

こども家庭部幼保支援課

1 保育提供体制の確保のための実施計画について

- ・「保育提供体制の確保のための実施計画（以下、「実施計画」という。）」は、地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための計画のことをいう。
- ・国は、実施計画の採択を受けた自治体に対し、財政支援を行う。

採択分類	採択対象	本市採択内容
待機児童対策 （※1）	（要件①） 各年度の 4 月 1 日時点において、待機児童が 10 人以上見込まれる市区町村 （要件②） 過去 3 年のいずれかの 4 月 1 日時点において待機児童が生じている市区町村 （要件③） 各年度の 4 月 1 日時点において、①待機児童が 1 人以上見込まれる市区町村又は②待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村 （要件④） 各年度の 4 月 1 日時点から翌年度 4 月 1 日時点にかけて、申込者数が 50 人以上増加すると見込まれる市区町村	—
人口減少対策	過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村	—
地域の課題に応じた対策	保育提供体制にかかる課題が特に深刻である市区町村	○（※2）

※1) 要件によって財政支援の内容が異なる。

※2) 本市の令和 8 年度財政支援対象：保育士宿舍借り上げ支援事業、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

2 地方版子ども・子育て会議等への審議について

- ・国は、実施計画及び整備計画について将来における保育需要の把握が十分であるかや、当該需要に基づいた提供体制を確保するための計画となっているか等を確認する観点で、地方版子ども・子育て会議等（浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）での承認を得ることを必要としている。
- ・実施計画等は、会議体への諮問等を行った後に都道府県を通じて国に提出することとするが、会議体の開催時期を考慮し、事後に諮問等を行うことも可としている。
- ・事後に承認を得ることができなかった場合は、「実施計画」の採択取り消しを行うことがあり得る。

3 実施計画の見込み等について

(1) 令和7年度以降の保育需要と提供体制

区分	R7～R8（実績）	R9～R11（見込み）
①就学前児童数	統計資料「町字別・年齢別人口表」に基づき算出	浜松市こども計画（R7～R11）の人口推計
②申込者数 （保育ニーズ）	国の調査要領に基づき、申込児童のうち、保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等による転園希望者等を除外して算出	浜松市こども計画（R7～R11）の「量の見込み」（R6.3の「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果を基に各施設の利用状況を考慮して算出）
③利用定員数 （整備量）	国の調査要領に基づき算出	浜松市こども計画（R7～R11）の「確保の内容」に、同計画に含まれない企業主導型保育事業、事業所内保育事業（従業員枠）の見込み（R8.4.1時点の定員数）を追加
④待機児童数	国の調査要領に基づき、特定の保育所等を希望し待機している場合等を除外して算出	—

※各年度4月1日時点

(2) 期間中における整備内容及び定員増減の予定

上記(1)③利用定員数（整備量）を踏まえた整備内容及び定員増減の予定を記載

(3) 保育需要と提供体制における課題【特定教育・保育施設】

（課題）

- ・令和3年度以降待機児童ゼロを維持しているが、特定の地域や年齢層で保育ニーズと供給のミスマッチが存在する可能性がある。また、広大な市域を持ち、都市部から中山間地域まで多様な地域特性があるため、各地域の特性に応じた保育サービスの提供が課題である。
- ・少子化の影響を受け、将来的には保育需要の減少も予想され、保育の質の向上が求められる。質の高い保育を提供するためには、十分な保育人材の確保と育成が必要である。
- ・共働き家庭の増加、就労形態の多様化により、特別保育サービスへのニーズが高まっている。

（今後取り組むべき内容）

- ・保育の質の向上に向けた取り組みの強化
- ・多様な働き方に対応した保育環境の整備
- ・保育士の処遇改善、キャリアパスの明確化、働き方改革の推進などによる保育人材の確保と定着
- ・中山間地域における小規模保育や家庭的保育の活用、都市部における保育所の適正配置など地域の特性や需要に応じた保育サービスの提供

保育提供体制の確保のための実施計画(市区町村全域) 市区町村名: 浜松市

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

作成対象:全市区町村

担当者連絡先			
都道府県	静岡県	担当者名	大庭
市区町村	浜松市	電話番号	053-457-2827
所属(課・室)	幼保支援課	メールアドレス	s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

保育提供区域	全域	←プルダウン選択してください。複数区域を選択した場合は、様式1-2のシートをつけて提出してください。
保育提供区域の設定の考え方	市内全域の認定こども園、保育所、地域型保育事業から利用者が行政区域を越えて希望する施設を選択することが可能であり、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる市全域を提供区域として設定する。	

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学 ①数前 児童	0 歳 児	4,328.	4,373.	4,601.	4,578.	4,555.
	1・2 歳 児	9,763.	9,087.	9,439.	9,392.	9,345.
	3 歳以上児	16,450.	15,721.	15,023.	14,266.	13,498.
	合 計	30,541.	29,181.	29,063.	28,236.	27,398.
ズ(申 保込 育二 者) 数	0 歳 児	751.	753.	1,950.	1,991.	2,026.
	1・2 歳 児	5,945.	5,832.	5,705.	5,841.	5,974.
	3 歳以上児	8,468.	8,476.	8,085.	8,100.	8,206.
	合 計	15,164.	15,061.	15,740.	15,932.	16,206.
(申 ② 込 ①) 率	0 歳 児	17.4%	17.2%	42.4%	43.5%	44.5%
	1・2 歳 児	60.9%	64.2%	60.4%	62.2%	63.9%
	3 歳以上児	51.5%	53.9%	53.8%	56.8%	60.8%
	合 計	49.7%	51.6%	54.2%	56.4%	59.2%
(利 整 用 備 定 量 員) 数	0 歳 児	2,271.	2,215.	2,351.	2,396.	2,441.
	1・2 歳 児	6,843.	6,855.	7,046.	7,156.	7,266.
	3 歳以上児	9,597.	9,633.	9,667.	9,742.	9,817.
	合 計	18,711.	18,703.	19,064.	19,294.	19,524.
待 機 児 童 数	0 歳 児	0.	0.			
	1・2 歳 児	0.	0.			
	3 歳以上児	0.	0.			
	合 計	0.	0.			

【申込者数(保育ニーズ)算定の考え方】

作成対象:全市区町村

- 毎年度、前年度までの見込みと実績を比較し、乖離が生じている場合には、その要因を精査・分析し、必要に応じて推計方法の見直しを行うこと。
○各市区町村の実情に応じた適切な方法に基づき、算定すること。

申込者数（保育ニーズ）の算定式		算定式に用いた要素の推計方法
算定式	(算定式の例) 就学前児童数×申込率	(文例) ○就学前児童数 ・令和○年○月時点の人口推計を使用 ・過去○年の就学前児童数の増加・減少率の平均を使用 ○申込率 ・令和○年○月に実施したニーズ調査により見込んだ申込率を使用 ・過去○年の申込率の増加・減少率の平均を使用
	0歳児 就学前児童数×申込率	○就学前児童数 ・第3期子ども・子育て支援事業計画（浜松市こども計画）の人口推計を使用 ○申込率 ・令和6年度の申込率に過去の伸びを踏まえた申込率を使用
	1・2歳児 就学前児童数×申込率	○就学前児童数 ・第3期子ども・子育て支援事業計画（浜松市こども計画）の人口推計を使用 ○申込率 ・令和6年度の申込率に過去の伸びを踏まえた申込率を使用
	3歳以上児 就学前児童数×申込率	○就学前児童数 ・第3期子ども・子育て支援事業計画（浜松市こども計画）の人口推計を使用 ○申込率 ・令和6年度の申込率に過去の伸びを踏まえた申込率を使用
加味する要素	要素の有無	有り（上記の他に加味する要素がある） ーブルダウン選択してください。
	要素の説明	①地理的要因による保育ニーズの偏り、マッチング率の低下への影響 地域の面積が広いため、定員に空きのある施設があっても、自宅からの距離が遠いなどの地理的要因により、利用できない状況がある。そのため、全体的には、整備量（定員）が保育ニーズを上回っているものの、一部の地域では不足する状況である。これらの影響は、特に1歳児において顕著である。 ②女性の労働力人口の増加による影響 総務省「労働力調査」によると、令和5年度の女性の労働力人口は増加し、年齢階級別労働力率も上昇している。これに伴い、令和6年度まで本市での申込者数及び申込率は増加しているため、過去の伸び率を加味して申込率を算出した。

2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定

作成対象:全市区町村

- 「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制の利用定員数（整備量）」にて計画した整備内容及び定員増減の予定を以下に記載すること。**※過年度（令和7年度）のみの整備内容は記入不要。**
○令和8年度の就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請にあたっては、以下に記載する整備・改修予定の施設と整合をとること（実施計画の採択が不要かつ定員の増減が生じない整備等は記載不要とする）。

<集計表（自動転記）>

以下の①及び②で記載した詳細について、0歳児、1・2歳児、3歳以上児における令和8年度以降の定員増加を図る施設及び定員減少を図る施設の内訳を記入すること。

「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」における利用定員数の前年度比と「2. 期間中における整備内容及び定員増減の予定」における各年度の「定員増減数（差引合計）」は一致させること

（詳細は印刷範囲外右記の※留意事項を参照）。

	定員増加を図る施設	定員減少を図る施設	定員増減数 (差引合計)	検算用 (「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」の利用定員数(整備量)の前年度比)	エラーチェック (当セルにおいて、エラーが生じた場合は、必ず右記の※留意事項をご確認いただき、エラーが生じていない状態でご提出ください。)	静岡県	浜松市
令和7年度						エラー結果 あり:「エラーあり」 なし:「○」	○
令和8年度	501.0	-140.0	361.0	361.0	○		
0歳児	136.0	0.0	136.0	136.0	○		
1・2歳児	245.0	-54.0	191.0	191.0	○		
3歳以上児	120.0	-86.0	34.0	34.0	○		
令和9年度	245.0	-15.0	230.0	230.0	○		
0歳児	45.0	0.0	45.0	45.0	○		
1・2歳児	125.0	-15.0	110.0	110.0	○		
3歳以上児	75.0	0.0	75.0	75.0	○		
令和10年度	295.0	-65.0	230.0	230.0	○		
0歳児	50.0	-5.0	45.0	45.0	○		
1・2歳児	146.0	-36.0	110.0	110.0	○		
3歳以上児	99.0	-24.0	75.0	75.0	○		

＜表①就学前教育・保育施設等整備交付金の協議や保育所等改修費等支援事業の交付申請を行う場合（定員変更を伴う整備及び定員変更を伴わないが「人口減少対策」の採択による財政支援を受けようとしている整備に限る）＞

静岡県	施設名称 (a)	施設種別 (b)	整備区分 (c)	定員増減数（数のみ） (d)	(d)のうち 0歳児 (e)	(d)のうち 1・2歳児 (f)	(d)のうち 3歳以上児 (g)	整備年度 (h) 令和8年度 (i)	整備年度 (h) 令和9年度 (j)	整備年度 (h) 令和10年度 (k)	定員増減が発生する年度 (l)	活用事業 (m)	実施区域 (n)
浜松市	〇〇園 （補助金等の申請書類における名称と揃えること。令和9年度以降は未定も可とする）	認定こども園 （令和9年以降は未定も可とする）	その他定員変更を伴う整備		-5	-10	15	-10 該当する場合は「〇」を選択 （複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること）	該当する場合は「〇」を選択 （複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること）	該当する場合は「〇」を選択 （複数年度整備を行う場合には、該当する全ての年度について「〇」を選択すること）	令和10年度 （例えば、R9年4月2日～R10年4月1日までに員増減が発生する場合には「令和9年度」、R10年4月2日～R11年4月1日に定員増減が発生する場合には「令和10年度」を選択すること。詳細は右記の留意事項を参照。）	保育所等改修費等支援事業 （令和9年以降は未定も可とする）	全域 複数区域名
No. 1					0								
No. 2					0								
No. 3					0								
No. 4					0								
No. 5					0								
No. 6					0								
No. 7					0								
No. 8					0								
No. 9					0								
No. 10					0								
No. 11					0								
No. 12					0								
No. 13					0								
No. 14					0								
No. 15					0								
No. 16					0								
No. 17					0								
No. 18					0								
No. 19					0								
No. 20					0								
No. 21					0								
No. 22					0								
No. 23					0								
No. 24					0								
No. 25					0								
No. 26					0								
No. 27					0								
No. 28					0								
No. 29					0								
No. 30					0								
No. 31					0								
No. 32					0								
No. 33					0								
No. 34					0								
No. 35					0								
No. 36					0								
No. 37					0								
No. 38					0								
No. 39					0								
No. 40					0								
No. 41					0								
No. 42					0								
No. 43					0								
No. 44					0								
No. 45					0								
No. 46					0								
No. 47					0								
No. 48					0								
No. 49					0								
No. 50					0								

＜表②①以外の定員増減の予定＞

	施設名称 (a)	施設種別 (b)	実施内容 (c)	定員増減数（数のみ） (d)	(d)のうち 0歳児 (e)	(d)のうち 1・2歳児 (f)	(d)のうち 3歳以上児 (g)	実施内容 (c) を行う年度 (h)	定員増減が発生する年度 (i)	(c) の具体的な内容と理由 (j)
静岡県	△△保育所 (未定も可とする)	保育所 (令和9年以降は未定も可とする。自由記述)	閉園	-10	-5	5	-10	令和8年度	令和9年度 (例えば、R9年4月2日～R10年4月1日まで に定員増減が発生する場合には「令和9年度」、R10年4月2日～R11年4月1日に定員増減が発生する場合には「令和10年度」を選択すること。詳細は右記の留意事項を参照。)	児童数の減少により閉園
浜松市	〇〇保育所 (未定も可とする)	保育所 (令和9年以降は未定も可とする。自由記述)	定員変更	0	7	0	-7	令和8年度	令和8年度 (同上の通り)	0歳児の受け皿拡大のため3歳以上児を縮小
No. 1	未定	認定こども園	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	90	20	30	40	令和8年度	令和8年度	幼稚園から幼保連携型認定こども園移行に伴う定員の増
No. 2	未定	認定こども園	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	90	20	30	40	令和8年度	令和8年度	幼稚園から幼保連携型認定こども園移行に伴う定員の増
No. 3	未定	認定こども園	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	90	20	30	40	令和8年度	令和8年度	幼稚園から幼保連携型認定こども園移行に伴う定員の増
No. 4	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 5	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 6	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 7	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 8	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 9	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 10	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 11	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 12	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 13	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 14	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 15	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	18	6	12	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 16	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	15	4	11	0	令和8年度	令和8年度	地域型保育事業の新設
No. 17	未定	保育所	統廃合（統廃合により吸収される園）	-70	0	-26	-44	令和8年度	令和8年度	保育所の統廃合による定員の減
No. 18	未定	保育所	統廃合（統廃合により吸収される園）	-70	0	-28	-42	令和8年度	令和8年度	保育所の統廃合による定員の減
No. 19	未定	認定こども園	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	110	15	32	63	令和9年度	令和9年度	幼稚園から幼保連携型認定こども園移行に伴う定員の増
No. 20	未定	保育所	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	20	5	9	6	令和9年度	令和9年度	増改築による定員の増
No. 21	未定	保育所	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	20	5	9	6	令和9年度	令和9年度	増改築による定員の増
No. 22	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	19	4	15	0	令和9年度	令和9年度	地域型保育事業の新設
No. 23	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	19	4	15	0	令和9年度	令和9年度	地域型保育事業の新設
No. 24	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	19	4	15	0	令和9年度	令和9年度	地域型保育事業の新設
No. 25	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	19	4	15	0	令和9年度	令和9年度	地域型保育事業の新設
No. 26	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大 (①以外で整備を行った場合)	19	4	15	0	令和9年度	令和9年度	地域型保育事業の新設

＜表②①以外の定員増減の予定＞

	施設名称 (a)	施設種別 (b)	実施内容 (c)	定員増減数（数のみ） (d)	(d)のうち 0歳児 (e)	(d)のうち 1・2歳児 (f)	(d)のうち 3歳以上児 (g)	実施内容 (c) を行う年度 (h)	定員増減が発生する年度 (i)	(c) の具体的な内容と理由 (j)
No. 27	未定	認定こども園	定員変更（整備を行わずに定員のみ変更する場合）	-8	0	-8	0	令和9年度	令和9年度	児童数の減少による定員の減
No. 28	未定	認定こども園	定員変更（整備を行わずに定員のみ変更する場合）	-7	0	-7	0	令和9年度	令和9年度	児童数の減少による定員の減
No. 29	未定	認定こども園	創設、定員拡大（①以外で整備を行った場合）	30	0	12	18	令和10年度	令和10年度	増改築による定員の増
No. 30	未定	認定こども園	創設、定員拡大（①以外で整備を行った場合）	110	15	32	63	令和10年度	令和10年度	幼稚園から幼保連携型認定こども園移行に伴う定員の増
No. 31	未定	保育所	創設、定員拡大（①以外で整備を行った場合）	20	5	9	6	令和10年度	令和10年度	増改築による定員の増
No. 32	未定	保育所	創設、定員拡大（①以外で整備を行った場合）	20	5	9	6	令和10年度	令和10年度	増改築による定員の増
No. 33	未定	保育所	創設、定員拡大（①以外で整備を行った場合）	20	5	9	6	令和10年度	令和10年度	増改築による定員の増
No. 34	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大（①以外で整備を行った場合）	19	4	15	0	令和10年度	令和10年度	地域型保育事業の新設
No. 35	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大（①以外で整備を行った場合）	19	4	15	0	令和10年度	令和10年度	地域型保育事業の新設
No. 36	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大（①以外で整備を行った場合）	19	4	15	0	令和10年度	令和10年度	地域型保育事業の新設
No. 37	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大（①以外で整備を行った場合）	19	4	15	0	令和10年度	令和10年度	地域型保育事業の新設
No. 38	未定	地域型保育事業	創設、定員拡大（①以外で整備を行った場合）	19	4	15	0	令和10年度	令和10年度	地域型保育事業の新設
No. 39	未定	保育所	統廃合（統廃合により吸収される園）	-60	0	-36	-24	令和10年度	令和10年度	保育所の統廃合による定員の減
No. 40	未定	保育所	定員変更（整備を行わずに定員のみ変更する場合）	-5	-5	0	0	令和10年度	令和10年度	児童数の減少による定員の減
No. 41				0						
No. 42				0						
No. 43				0						
No. 44				0						
No. 45				0						
No. 46				0						
No. 47				0						
No. 48				0						
No. 49				0						
No. 50				0						

保育需要と提供体制における課題【特定教育・保育施設】

担当者連絡先			
都道府県	静岡県	担当者名	深田
市区町村	浜松市	電話番号	053-457-2827
所属(課・室)	幼保支援課	メールアドレス	s-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(1)

今年度受けたい採択及び財政支援を選択してください。

※「こども誰でも通園制度」に関するものを除く。

【採択の種類】

採択1: 待機児童対策

要件① 当該年度4月1日時点で待機児童数10人以上が見込まれる

要件② 過去3年間のいずれかで待機児童数1人以上生じている、

又は、

令和5年度と令和6年度のいずれかで財政支援の対象となる事業を実施してい

る

要件③ 当該年度4月1日時点で待機児童数1人以上が見込まれる、

又は、

今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる

※既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた場合に限る。

採択2: 人口減少対策

採択3: その他の地域課題

【採択により受けられる支援】

待機児童対策

要件① : A(※1)、B(※1)、C、E、F、K、M、N

要件② : E、F、K、M、N

要件③ : C

人口減少地域 : A(※2)、B(※2)、C

その他地域課題 : D、G、H、I、J、L

※1 待機児童対策のために定員増をとまなう整備・改修(財政力指数が1.0未満の市町村に限る)

※2 過疎地域における保育機能の確保のための整備・改修

①採択種類(あてはまるもの全て)

☐	採択1(待機児童対策のうち要件①)	☐	採択1(待機児童対策のうち要件②)
☐	採択1(待機児童対策のうち要件③)	☐	採択2(人口減少対策)
☐	採択3(その他の地域課題)		

②財政支援(あてはまるもの全て)

選択欄	財政支援	必要な採択
	A 就学前教育・保育施設整備交付金(補助率の嵩上げ)	待機児童対策(要件①) ／ 人口減少対策
	B 保育所等改修費等支援事業(補助率の嵩上げ)	待機児童対策(要件①) ／ 人口減少対策
	C 就学前教育・保育施設整備交付金(設置主体の緩和)	待機児童対策(要件① ③)／ 人口減少対策
○	D 保育士宿舎借り上げ支援事業	地域課題
	E 民有地マッチング事業	待機児童対策 (要件①②)
	F 保育利用支援事業	待機児童対策 (要件①②)
	G 広域的保育所等利用事業 ※企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件	地域課題
	H 都市部における保育所等への賃借料支援事業	地域課題
	I 利用者支援事業(基本型) ※夜間加算、休日加算、機能強化のための取組の	地域課題
	J 利用者支援事業(特定型)	地域課題
	K 一時預かり事業(一般型) ※緊急一時預かり事業のみ	待機児童対策 (要件①②)
○	L 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	地域課題
	M 認可化移行運営費支援事業	待機児童対策 (要件①②)
	N 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	待機児童対策 (要件①②)

設問(2)は採択1(待機児童対策)を希望する市区町村が記載対象です。

【記載対象となる財政支援】A(※)、B(※)、C、E、F、K、M、N

※ 待機児童対策のための定員増を伴う整備・改修

採択2(人口減少対策)を希望する市区町村は(3)に進んでください。

採択3(その他の地域課題)を希望する市区町村は(4)に進んでください。

採択2(人口減少対策)及び採択3(その他の地域課題)を希望しない市区町村は、(5)に進んでください。

貴自治体が希望している財政支援は下記のとおり

整備費		A		B		C					
整備費以外		E		F		K		M		N	

(2)－1

(1)①で採択1(要件①)又は採択1(要件③)を選択した場合、待機児童数の見込み方法について記載してください。

※採択1(要件③)のうち「待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大を見込んでいる」に該当する場合には、保育ニーズの増大が見込まれる理由について記載してください。

--

(2)－2

(1)①で採択1(要件①)又は採択1(要件③)を選択した場合、待機児童の発生要因について貴市区町村の保育提供体制の状況を踏まえて記載してください。

--

(2)－3

待機児童対策として、貴市区町村が力を入れて取り組む課題を全て選択してください。

☐	①認可保育所等の受け皿整備	☐	②認可保育所等以外の受け皿整備	☐	③保護者と保育所等のマッチング
☐	④保育人材の確保	☐	⑤その他(具体的に:)		

(2)－4

(2)－3で選択した項目に対して、貴市区町村において取り組んでいる内容について具体的に記載してください。

--

(2)－5

財政支援A、B、C、E、F、K、M、Nについて、(2)－2～(2)－4で記載した内容も踏まえて、その財政支援を必要とする理由を希望する財政支援ごとに記載してください。

--

設問(3)は採択2(人口減少対策)を希望する市区町村が記載対象です。

【記載対象となる財政支援】A(※)、B(※)、C

※ 過疎地域における保育機能の確保のための整備・改修

採択3(その他の地域課題)を希望する市区町村は(4)に進んでください。

採択2(人口減少対策)及び採択3(その他の地域課題)を希望しない市区町村は、(5)に進んでください。

(3)－1

実施予定の整備について、該当するものを全て選択してください。

	統廃合に係る整備		多機能化に係る整備		定員の縮小に係る整備
	その他(具体的に:)				

(3)－2

貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題、今回実施予定の整備内容及び貴市区町村における今後の保育提供体制の在り方を具体的に記載してください。

※計画とは、市町村子ども・子育て支援事業計画だけでなく、総合計画、人口やまちづくり・地域づくり、保育施設の再編等に関する計画などを指します。

①保育提供体制の現状・課題

※保育提供区域内の保育所等数、各保育所等の定員数及び利用児童数などを含めて記載してください。なお、実施計画の「1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制」における「申込者数(保育ニーズ)」において、令和8年度以降減少がみられない場合には、財政支援を受けないことにより保育ニーズの減少が見込まれると考える理由について具体的に記載してください。

--

②実施予定の整備の詳細

※統廃合や定員の縮小に係る整備の場合には、整備実施後の保育所等数、各保育所等の定員数及び利用児童数などを含めて記載してください。また、多機能化に係る整備の場合には、多機能化にあたってどのような事業等を実施されるのか記載してください。なお、実施予定の整備が複数ある場合には、それぞれの内容を記載してください。

--

③今後の保育提供体制の在り方

※(3)－2の①②も踏まえて記載してください。

--

設問(4)は採択3(その他の地域課題)を希望する市区町村が記載対象です。

【記載対象となる財政支援】D、G、H、I、J、L

採択3(その他の地域課題)を希望しない市区町村は、(5)に進んでください。

(4)－1

貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題及び今後取り組むべき内容を具体的に記載してください。

※計画とは、市町村子ども・子育て支援事業計画だけでなく、総合計画、人口やまちづくり・地域づくり、保育施設の再編等に関する計画などを指します。

①課題

・令和3年度以降待機児童ゼロを維持しているが、特定の地域や年齢層で保育ニーズと供給のミスマッチが存在する可能性がある。また、広大な市域を持ち、都市部から中山間地域まで多様な地域特性があるため、各地域の特性に応じた保育サービスの提供が課題である。
・少子化の影響を受け、将来的には保育需要の減少も予想され、保育の質の向上が求められる。質の高い保育を提供するためには、十分な保育人材の確保と育成が必要である。
・共働き家庭の増加、就労形態の多様化により、特別保育サービスへのニーズが高まっている。

②今後取り組むべき内容

・保育の質の向上に向けた取り組みの強化
・多様な働き方に対応した保育環境の整備
・保育士の処遇改善、キャリアパスの明確化、働き方改革の推進などによる保育人材の確保と定着
・中山間地域における小規模保育や家庭的保育の活用、都市部における保育所の適正配置など地域の特性や需要に応じた保育サービスの提供

※上記①②に記載した計画の掲載URL・該当ページ数(ホームページ掲載されていない場合はデータ添付してください)

浜松市総合計画: <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/sougoukeikaku/index.html>
浜松市こども計画: <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/katei/kodomoikeikaku/kodomoikeikaku.html>

(4)－2

財政支援D、G、H、I、J、Lについて、(4)－1で記載した内容も踏まえて、その財政支援を必要とする理由を希望する財政支援ごとに記載してください。

貴自治体が希望している財政支援は下記のとおり

☐	D	☐	G	☐	H	☐	I	☐	J	☐	L
-----------------------	---	-----------------------	---	-----------------------	---	-----------------------	---	-----------------------	---	-----------------------	---

○保育士宿舎借り上げ支援事業

今後、保育の質の向上に向けた取り組みの強化を推進していく上で、保育士の確保は課題となる。本事業は保育士が働きやすい環境の整備に資するとともに、保育士の就業継続や離職防止に一定の効果が見られ、継続して実施する必要があるため。

○一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)

幼稚園型Ⅱは、保育の必要性があると認定された1・2歳児を幼稚園で受け入れることで、共働き家庭などの子育て支援や多様な働き方に対応した保育環境の整備に資するものであり、本市における多様な保育ニーズへの対応に一定の効果があるため。

設問(5)は採択を希望する全ての市区町村が記載対象です。

(5)
様式1－1、1－2及び当該様式の記載内容について、地方版子ども・子育て会議
等で承認を得るなど、市区町村における意思決定の状況について記載してくださ
い。
※事後承認の場合であっても、各財政支援の申請時期までには承認を得ること。

	承認済み	(承認時期:		)
○	事後承認予定	(承認予定時期:	令和8年5月～6月	)

以上で回答終了です。